

婦人関係一般資料 No.101
第33回婦人週間広報資料

あらゆる分野への
男女の共同参加を
すすめましょう



労働省婦人少年局

は し が き

昭和50年の国際婦人年以降、わが国においても「国内行動計画」の目標の達成に向って各方面でさまざまな活動がすすめられ、中でも男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の社会参加を促す活動が重点的に行われてきました。

今年からは「国連婦人の10年」の後半期に入ることから、1980年世界会議で採択された「国連婦人の10年後半期行動プログラム」の目標達成及び同会議でわが国も署名した「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に向け、さらに一歩進めた男女相互の自覚と協力で、残された課題の解決に一層努力を積み重ね、真の男女平等を実現したいと考えます。

そこで第33回婦人週間のテーマを「あらゆる分野への男女の共同参加—家庭で 職場で 地域社会で—」と定めました。

この資料は、今後の活動をすすめるに際し、婦人に関係のある団体や機関並びに各界の方々の参考に供するために取りまとめました。

昭和56年 3月

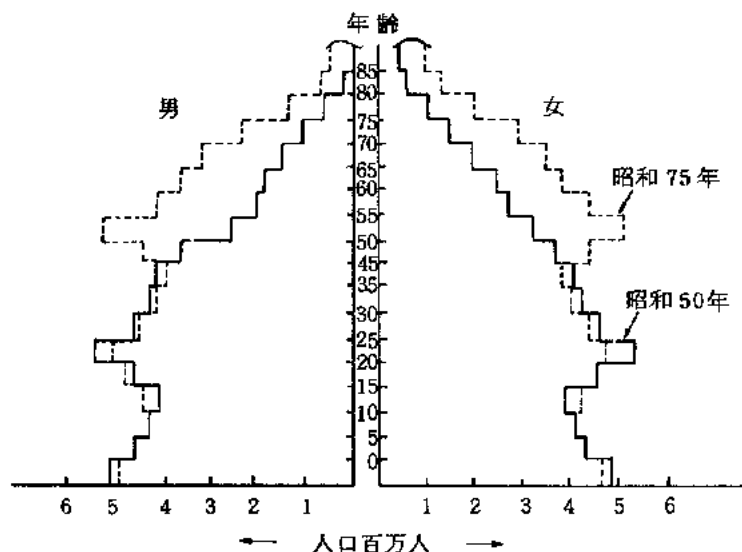
労働省婦人少年局

I 婦人の現状

●日本の人口は、高齢化が進行しています。

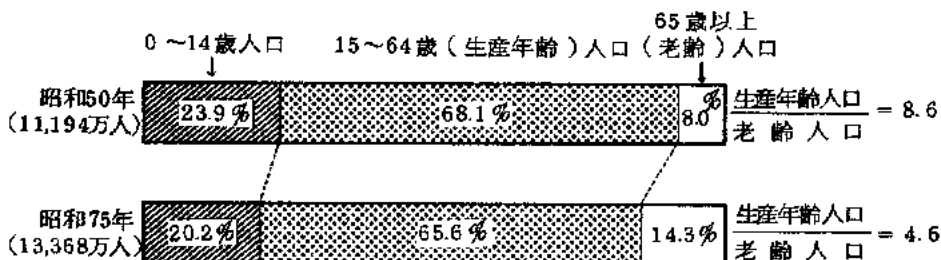
65歳以上の人1人に対して、現在は9人の働き手（15歳以上65歳未満）がいますが、20年後は5人位になると推定されています。

年齢階級別人口ピラミッド（男女別）



資料出所：厚生省「日本の将来推計人口」（昭和51年推計）

年齢階層別人口構成



資料出所：総理府「国勢調査」（昭和50年）

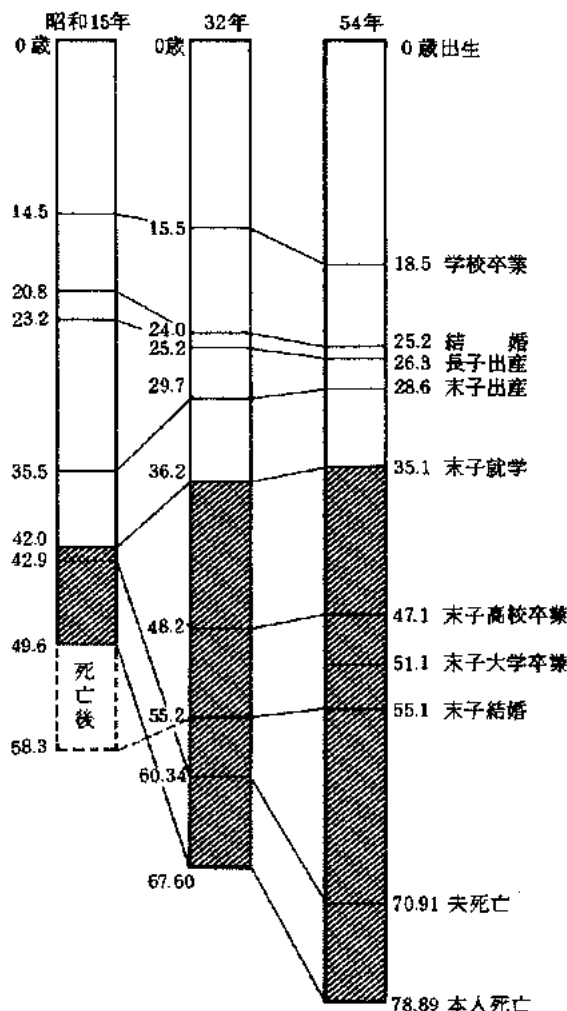
厚生省「日本の将来推計人口」（昭和75年）

●女性のライフ・サイクルが大きくかわりました。

子供の数が戦前の5人から現在は2人に減ったことや、平均寿命が伸びたことなどから、戦前に比べると、子育て後の人生が非常に長くなりました。

育児からおおむね手が離れた末子就学後の人生は、戦前は7.6年にすぎませんでしたが、現在は43年余りもあります。

わが国女性のライフ・サイクルのモデル



注 このモデルは該当年における各ライフ・ステージの平均値をもとに作成したものである。

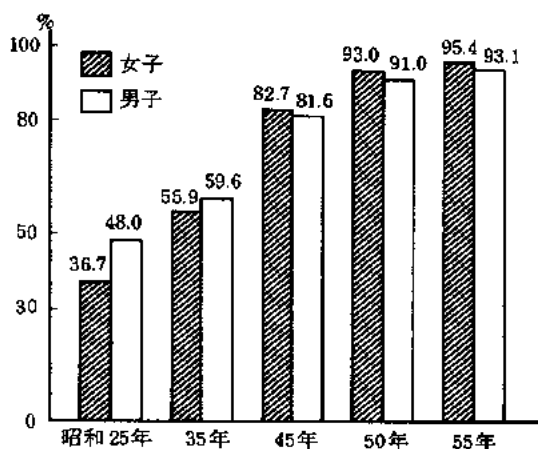
資料出所：厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、「出産力調査」

文部省「学校基本調査」

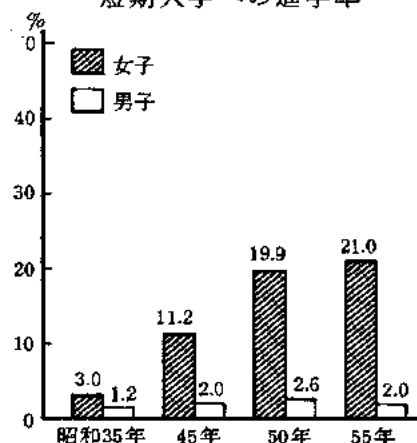
●女子の進学率が高まっています。

女子の高等学校への進学率は、昭和30年代以降急速な上昇を続け、昭和44年以降は男子の進学率を上回ってきています。また、短期大学や大学への進学率も伸びています。

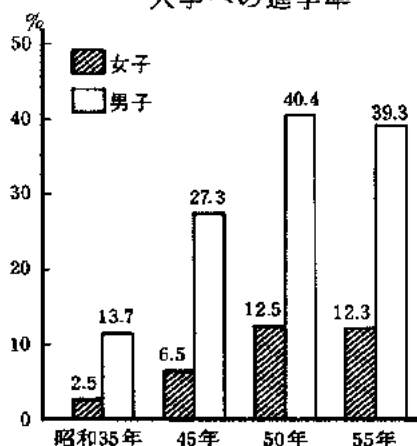
高等学校への進学率



短期大学への進学率



大学への進学率

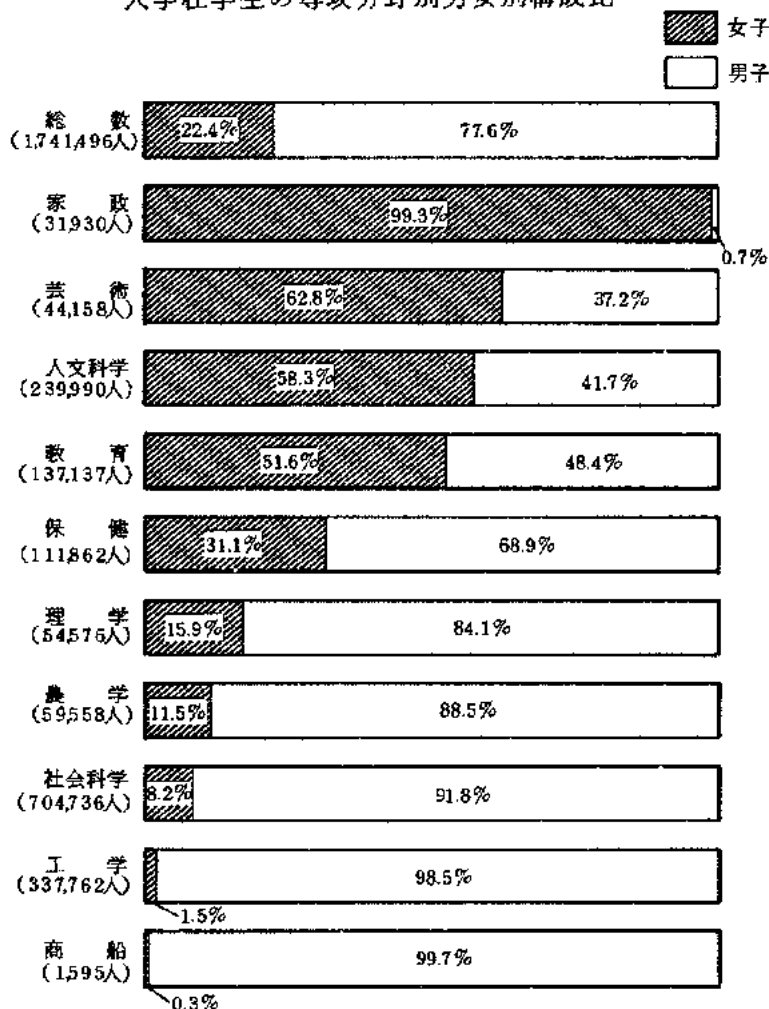


資料出所：文部省「学校基本調査」

●女子の多い学科にはかたよりがあります。

女子学生は、大学生全体の2割余りですが、家政学では殆どを女子が占め、芸術、人文科学、教育でも女子が過半数を占めています。方、社会科学、工学等では女子の割合は低いものとなっています。

大学在学生の専攻分野別男女別構成比



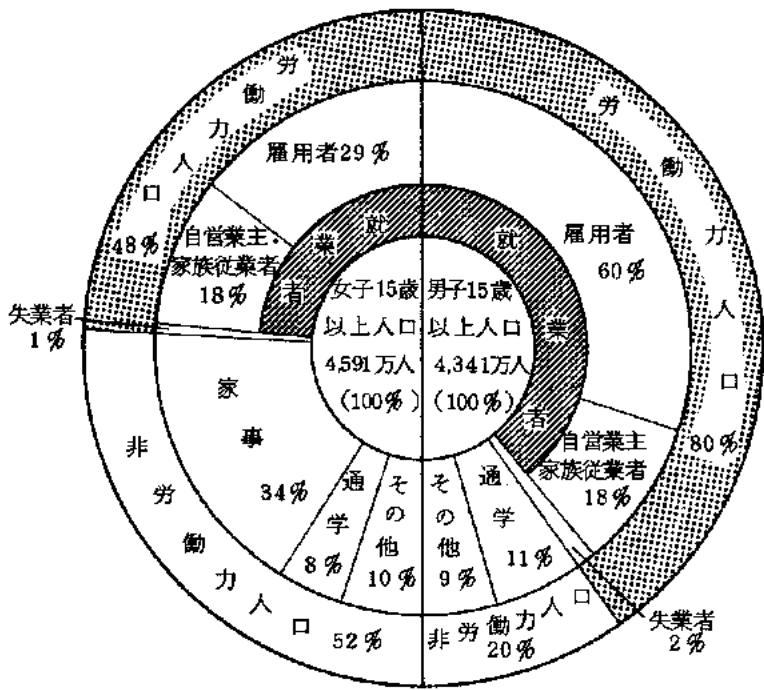
資料出所：文部省「学校基本調査」（昭和55年5月1日現在）

● 15 歳以上の婦人のうち、家事専業の人は、ほぼ 3 人に 1 人です。

15 歳以上の婦人は 4,591 万人ですが、そのうち 1,560 万人が家事専業で、仕事についている人（就業者）は 2,142 万人です。

仕事についている人のうち、会社、商店、工場などに雇われて働いている人（雇用者）は 1,354 万人です。

労働力状態別15歳以上人口（昭和55年）

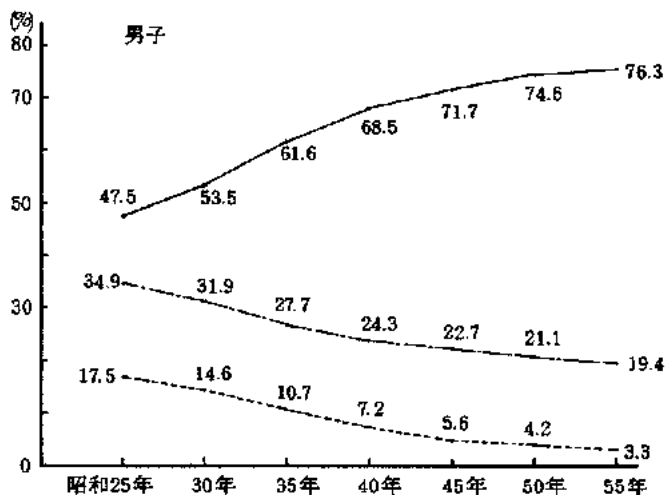
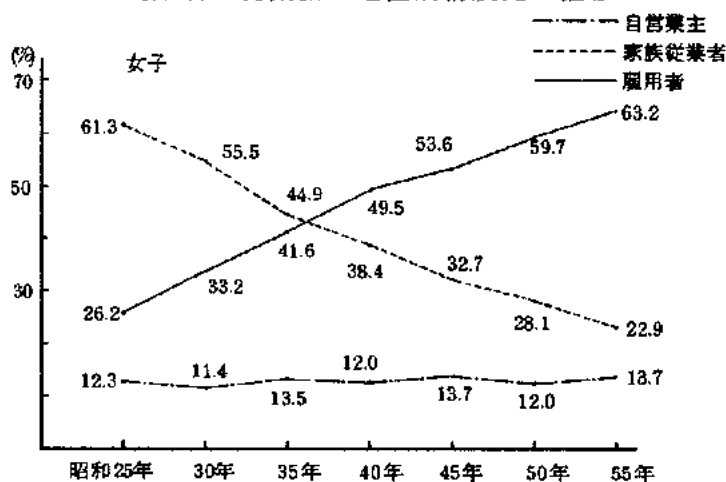


資料出所：総理府「労働力調査」

●就業者のうち雇用者が非常にふえています。

以前は家業を手伝っている人（家族従業者）が、雇用者より多かったのですが、昭和36年に逆転してから雇用者がふえ続け、家族従業者との差は、年々大きくなっています。

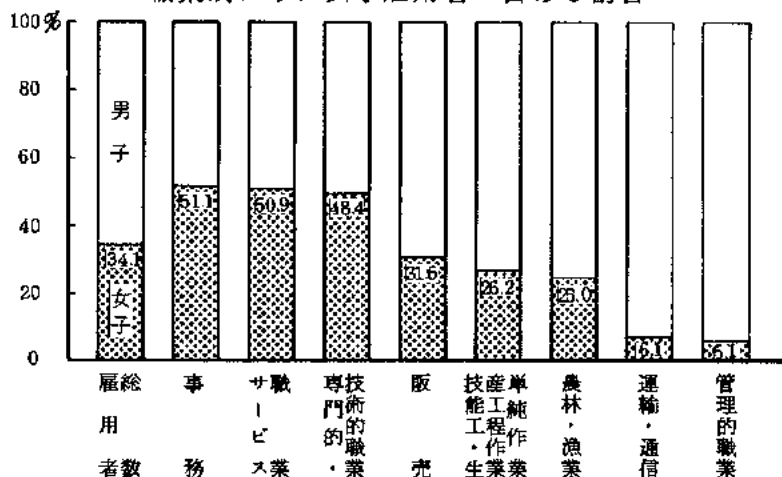
就業者の従業上の地位別構成比の推移



資料出所：総理府「国勢調査」（昭和25～50年）
「労働力調査」（55年）

- 女子の就業分野が拡大し、専門的・技術的職業にも女子が半数を占めるようになりました。しかし、管理的職業ではまだ低い割合となっています。

職業別にみた女子雇用者の占める割合

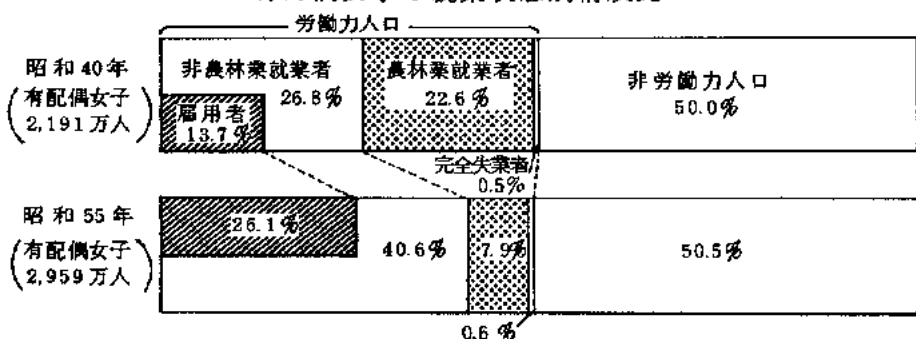


資料出所：総理府「労働力調査」（昭和55年）

- 夫のいる婦人（有配偶女子）が雇用者として働く割合が高くなっています。

夫のいる婦人のうち、雇われて働く人（雇用者）は、現在、4人に1人の割合となっています。

有配偶女子の就業状態別構成比



資料出所：総理府「労働力調査」

- 国会や地方議会の議員、審議会の委員のうち、婦人はまだ1割にも達していません。

婦 人 議 員 数

区 分	議 員 総 数	婦 人 議 員 数	総数に対する 婦人の割合
	人	人	%
国 会 議 員			
衆 議 院	511	9	1.8
参 議 院	251	17	6.7
地 方 議 会 議 員			
都道府県議会	2,854	33	1.2
市 議 会	20,216	433	2.1
町 村 議 会	47,666	278	0.6
特 別 区 議 会	1,087	73	6.7

資料出所：衆院・参院各事務局、婦人少年局調べ

- (注) 1. 衆・参議員は、昭和55年7月現在の現員数である。
2. 地方議会議員は、昭和55年6月現在の現員数である。

中央に設置されている審議会の婦人委員の数は、国際婦人年以後ややふえています、まだ4.1%にすぎません。

政府の各種審議会等の委員数

区 分	審 議 会 数	婦 人 を 含 む 審 議 会 数	総数に占める 婦人を含む 審議会の割合	委員総数	婦 人 委 員 数	総数に占 める婦人 の割合
昭和50年 1月1日現在	237	73	30.8 %	5,436人	133人	2.4 %
昭和51年 6月30日現在	236	73	30.9	5,555	146	2.6
昭和52年 4月1日現在	231	77	33.3	5,468	151	2.8
昭和53年 6月1日現在	208	87	41.8	4,826	171	3.5
昭和54年 6月20日現在	199	91	45.7	4,537	183	4.0
昭和55年 6月1日現在	199	92	46.2	4,504	186	4.1

資料出所：総理府調べ

(注) 中央官庁に設置されているもの

Ⅱ あらゆる分野への男女の共同参加

一 家庭で 職場で 地域社会で 一

1 本年は、国連婦人の10年の後半期に向って第一歩をふみだす年です。

国連は1975年を「国際婦人年」とし、平等・発展・平和の三つの目標を掲げ、さらにそれに続く10年間を「国連婦人の10年」として継続的・総合的に婦人の地位向上に取り組んできましたが、今年からはその後半期の活動に入ります。

わが国でも国際婦人年の目標の実現に向って「国内行動計画」が策定され、男女平等と婦人の社会参加をすすめる活動が国や地方自治体、民間団体、あるいは個人等各方面で活発に展開されてきました。

昨年、コペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年1980年世界会議」において、「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択され、また、わが国をはじめ世界の多くの国々が「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名し、国の発展と世界の福祉及び平和の推進のためには、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に婦人が男性と等しく参加し活動すること、及び家庭や社会における男女の固定的な役割を変えることの重要性が強調されました。

わが国においても、婦人問題企画推進本部を中心に、後半期行動プログラムの国内施策への取入れ及び婦人差別撤廃条約批准のための国内法制等諸条件の整備を後半期の重点課題として、「国内行動計画後期重点目標」を策定し、国内行動計画の一層の推進を図ることとしています。

2 男女の共同参加をすすめるために

国際婦人年以降、各方面における多彩な取り組みにより婦人問題の解決への明るいきざしも徐々に見られるようになってきましたが、長い歴史の中で培われてきた固定化された男女の役割分担や偏見、社会慣習を一挙に改めることはむずかしく、婦人に対するさまざまな差別が依然として残っているのが現状です。

経済社会の発展に伴い婦人の生活は大きく変化しました。平均寿命の伸長、出生率の低下、教育水準の向上、家庭生活の合理化、余暇時間の増加等によって、婦人の生涯の展望は全く新しいものとなり、職業をはじめさまざまな社会的活動に参加する婦人やそれを求める婦人が増加しています。いまや婦人はわが国の経済社会の発展に欠くことのできぬ重要な役割を果たしています。その婦人の生活の変化に伴い、婦人の問題に深くかかわっている男性も従来の仕事中心の生活を変え、家庭や地域社会の均衡のある発展のため、積極的な参加が期待されています。

人間の尊厳の尊重はもとより、生活の向上、社会環境の安定のためにも、政治、経済、社会、文化など国民生活のあらゆる分野へ男女が共に参加し、共に責任を果たすという足並みの揃いがなければ、より深くより高い人間生活を営むことはできないでしょう。婦人の自覚と自主性の不足や、男性をはじめとする社会一般の意識を改めるには、今後とも絶えず男女が互いに対等な人間として理解し協力していく努力が必要です。

家庭あるいは職業のみといったかたよった生き方ではなく、男性も女性も共に一人の人間として、家庭、職場、地域における責任を担っていることを認識し、それぞれがこれを機会に自立した多様な生き方を自由に選択し、お互いの理解と協調に基づき、あらゆる分野へ男女が参加協力して社会の発展に貢献していくことがのぞまれます。

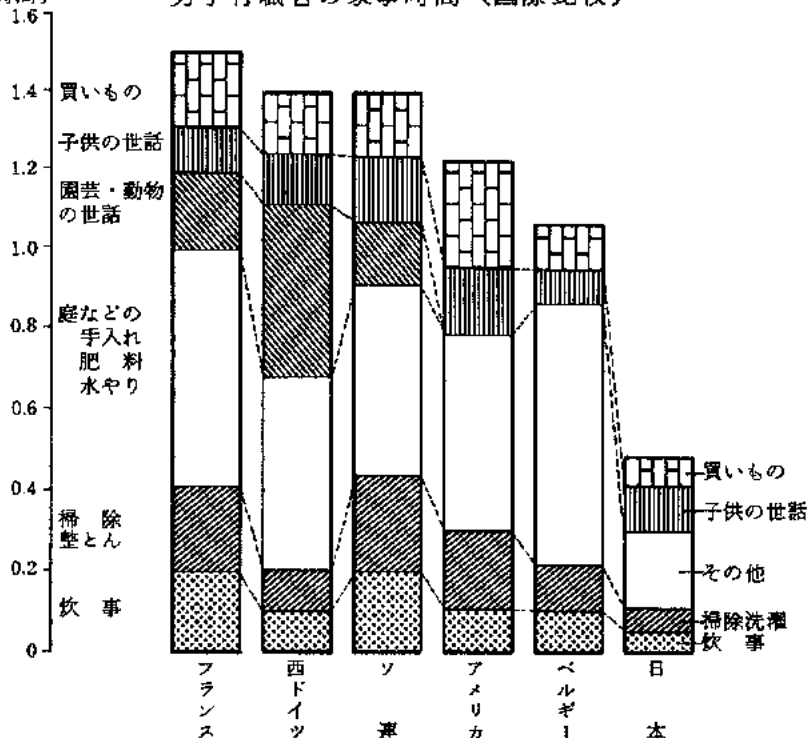
共稼ぎ、共稼ぎ以外の夫婦の週全体の平均生活時間

(時間・分)

区 分		1		2			3							交 ち 原	ラ ジ オ ・ テ レ ビ	休 み ・ く つ ろ ぎ
		次 活 動	う 睡 ち 眠	次 活 動	う 家 事 ・ 育 児	う 仕 事	次 活 動	う 機 械 的 活 動	在 以 外 学 生 の 研 究	勉 励 ・ 研 究	遊 楽 ・ 娯 楽	ス ポ ー ツ	な き 活 動			
共 稼 ぎ	妻	10.17	7.34	9.55	3.29	5.34	3.48	-	-	0.16	0.04	0.19	1.55	0.40		
	夫	10.36	8.08	8.21	0.06	7.34	5.04	-	-	0.35	0.06	0.26	2.18	0.50		
共稼ぎ以外	妻	10.36	7.44	7.22	5.54	0.26	6.02	-	-	0.39	0.06	0.34	2.47	0.58		
	夫	10.40	8.10	8.01	0.07	6.53	5.20	-	-	0.43	0.04	0.27	2.21	0.53		

資料出所：総理府統計局「社会生活基本調査」(51年)

(時間) 男子有職者の家事時間 (国際比較)



資料出所：経済企画庁「生活時間に関する調査」

(注) 外国は1965～66年、日本は1975年の調査資料による

<家庭で>

夫婦が家庭内の役割と責任を共に担っていくことは、家族の間の平等な人間としてのきずなを強めるばかりでなく、男女平等の基盤に立った社会を築く基礎として重要です。

少しずつ変わってきてはいますが、まだ大部分の家庭では家事育児等の責任は全面的に婦人が担っており、男性の家庭生活への参加はごく少ないのが現状です。

それは男女の固定的役割分担意識とこれに基づく生活のあり方が原因ですが、最近の生活と家族構成の変化は、新しい対応を必要としています。いまは、家族全員が人間性を回復し、充実した生活を営むための新しい家庭のあり方を考えるときでありましょう。

家庭の運営管理について家族が自由に話し合い、助け合い、責任をもちましょう。家事育児についても父性と母性が平等に関わり合うことが、子どもが豊かな人間として育っていくために大切なことと思われます。

それぞれ人間として自立した男女が、平等な立場で、相互に尊重し協調しながら新しい家族関係、家庭生活を築くパートナー意識をもつことが家庭の基盤です。

<職場で>

働く婦人は著しく増加し、わが国の経済社会に果たす婦人の役割は非常に大きくなっています。また、結婚後も続けて働いたり、育児を終えた後に再就職するなど、男子と同じように婦人にとっても職業生活の意義は高まっています。

しかし、現実には、婦人の能力や適性に対するかたよった評価の下に男子の補助的な業務や単純作業につけられることが多く責任ある地位について能力を発揮している婦人はまだ少ないのが実情です。一方婦人にも新しい就業分野へ積極的に進出しようとする意欲が十分でな

く婦人の就業分野はまだ限られています。

職場においても男女が平等な立場で参加し、能力を発揮することが、婦人のためのみでなく社会全体の安定充実にとっても重要なことと思われます。

それには、婦人自身がまず職業を生涯のものとする意欲をもって職業能力の向上につとめ、いままで男子の仕事とされてきた分野へも積極的に進出していくことはもちろん、社会全体も職場での男女の役割を固定化している偏見や慣行を改め、男女があらゆる分野に共に参加協力していくことが期待されます。

<地域社会で>

わが国には、単に男女を固定的な役割にふりわけてしまうのみでなく、生活のパターンとサイクルも固定化してしまう傾向があります。ともすれば、仕事中心となり、地域社会における連帯と協力の責任も果たさず、地域の福祉や文化の発展への関心や参加も十分でないという傾向は、婦人より、むしろ男性に強く出ているようです。また、地域社会の問題に参加している婦人も、古い社会慣習と女性差別のしきたりのなかで十分能力を発揮する場を与えられず、能力の正当な評価を受けられず男性優位の考え方のなかで、参加の意義と連帯を見失っているのが実情です。

今日の民主主義社会では、ひとりひとりが社会を構成する一員としての責任と自覚をもって行動することが、よりよい社会を築きあげていくためにきわめて重要なことです。

地域社会での孤立や無関心は、人間性喪失の原因になるともいわれます。男女が共に地域社会の一員としての役割と責任を負い、地域の交流・連帯を進めて人間性豊かな社会を築いていきましょう。

第33回 婦人週間実施要綱

1 趣 旨

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別活動として、昭和24年に設けられたもので、我が国婦人が、はじめて参政権を行使した4月10日を記念して、この日にはじまる一週間、全国的に展開される。

本年は、婦人参政権行使35周年を迎え、更に、国際婦人年に続く「国連婦人の10年」の後半期に入るところから「国内行動計画」に基づく啓発活動の一層の推進を図るため、下記により第33回婦人週間を実施する。

2 テーマ あらゆる分野への男女の共同参加

—家庭で 職場で 地域社会で—

昨年開催された国連婦人の10年1980年世界会議において、我が国をはじめ世界の多くの国が「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名するとともに「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択され、国の発展と世界の福祉、平和の推進のために、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に婦人が男子と等しく、最大限に参加することの必要性及び社会、家庭における男女の役割と責任に対する男女双方の態度を変えることの重要性が強調されたところである。

「国連婦人の10年」の後半期のスタートの年である本年、この週間をとおして日常生活のさまざまな面に、今日、なお存在している男女の固定的な役割分担に対する態度を積極的に変更することを促すとともに、家庭をはじめ職場、地域社会等で果たす役割と責任は、男女が共に担っていることへの認識を深め、あらゆる分野へ相互理解と協調に基づく男女双方の参加を進めることとする。

3 期 間 昭和56年4月10日—16日

4 主 唱 労 働 省

5 協力を依頼する機関・団体等

関係官公庁 婦人団体 青年団体 労働団体 経営者団体 社会福祉団体
職能団体 報道機関 その他

6 主唱機関の行うこと

- ・講演会・討論会・講座等本運動の趣旨に沿った行事の実施
- ・活動事例の収集
- ・特別相談期間の設定等相談活動の強化
- ・資料の作成と広報活動

7 関係機関・団体等に協力を依頼すること

- ・本運動の趣旨に沿った各種活動の実施
- ・主唱機関の実施する諸活動への協力、参加